

## 建築計画概要書等複写サービス取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、建築計画概要書等の複写サービス（以下「複写」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (複写対象・条件)

第2条 複写については、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 複写することができる資料は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分等の概要書及び全体計画概要書（以下「概要書」という。）とする。
- (2) 複写は、1申請につき複写部分1部限りとする。
- (3) 川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）の趣旨に基づき、概要書に押印されている申請者印については、識別できないよう配慮する。

### (複写の申込み)

第3条 概要書の写しの交付を請求しようとする者（以下「複写希望者」という。）は、次のいずれかの方法により申請をするものとする。

- (1) 窓口閲覧システム（概要書の閲覧等を行うための電子情報処理組織でまちづくり局指導部建築管理課が所管するものをいう。）への必要事項の入力
- (2) 建築計画概要書等写し交付申請書（第1号様式）への必要事項の記載
- (3) 川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年川崎市規則第85号）第4条で定める電子情報処理組織への必要事項の入力

### (複写料金)

第4条 複写料金については、川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の定めるところによる。

### (インターネットの利用による複写)

第5条 第2条から前条までの規定にかかわらず、市長は、概要書をインターネットを利用して複写希望者が複写することができる状態に置く措置をとることができる。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月16日から施行する。

建築計画概要書等 写し交付 申請書

(あて先)川崎市長

.....年.....月.....日

申請者 住 所.....  
氏 名.....

次のとおり申請します。

申 請 内 容		写し交付	
建 築 所 有 者 又 は 管 理 者 築 造 主 主 者	氏 名		
	住 所	丁 目	番 地 号
敷 地 の 位 置	川崎市	区	丁目 番地
確 認 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第	号